

多久市特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 1 6 号

多久市特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。）第 3 0 条の 1 5 の規定に基づく乳児等支援給付認定及び支援法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等について、支援法、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、支援法、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）及び多久市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和 8 年多久市条例第 4 号）において使用する用語の例による。

(乳児等支援給付認定の申請)

第 3 条 支援法第 3 0 条の 1 5 第 1 項の規定により乳児等支援給付認定を受けようとする保護者は、多久市乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第 1 号）に必要な事項に関する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(乳児等支援給付認定の方法)

第4条 市長は、前条の規定により乳児等支援給付認定の申請をした者に対し、支援法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子ども（次条において「小学校就学前子ども」という。）に該当すると認められるときは、乳児等支援給付認定を行うものとする。

（支給認定証の交付）

第5条 市長は、前条の規定に基づき乳児等支援給付認定を行った場合は、乳児等支援給付認定に係る小学校就学前子どもの保護者に多久市乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号）を交付するものとする。

（乳児等支援給付認定の有効期間）

第6条 乳児等支援給付認定の有効期間は、支援法第30条の16に規定する期間とする。

（確認の申請）

第7条 支援法第54条の2第2項に規定する確認の申請は、多久市特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて行うものとする。

（多久市子ども・子育て会議の意見の聴取）

第8条 市長は、支援法第54条の2第3項の規定により利用定員を定めようとするときは、多久市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

（確認の通知）

第9条 市長は、第7条の申請について確認をしたときは多久市特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第4号）により、当該申請を却下したときは多久市特定乳児等通園支援事業者確認等却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（確認の変更の申請）

第10条 支援法第54条の3において準用する支援法第44条に規定する確認の変更の申請は、多久市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第6号）に関係書類を添えて行うものとする。

（確認の変更の通知）

第11条 市長は、前条の申請について確認の変更を認めるときは多久市特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書（様式第7号）により、当該申請を却下したときは多久市特定乳児等通園支援事業者確認等却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（特定乳児等通園支援事業所の名称等の変更の届出）

第12条 支援法第54条の3において準用する支援法第47条第1項の規定による特定乳児等通園支援事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項の変更の届出は、多久市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第8号）により行うものとする。

2 支援法第54条の3において準用する支援法第47条第2項の規定による利用定員の減少の届出は、多久市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第9号）により行うものとする。

（確認の辞退）

第13条 支援法第54条の3において準用する支援法第48条の規定による確認の辞退は、多久市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第10号）を市長に提出することにより行うものとする。

（確認の取消し等）

第14条 市長は、支援法第54条の3において準用する支援法第52条第1項の規定により、確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、多久市特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 支援法第54条の2第1項の確認を受けようとする者は、この規則の施行

の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条の規定の例により、確認の申請をすることができる。

- 3 市長は、前項の規定による確認の申請があった場合には、施行日前においても、第9条の規定の例により、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、施行日以後は、同条の確認とみなす。